

第 2 回食品安全委員会農薬専門調査会に関する情報の公開について

本会議は「食品安全委員会の公開について」（平成 15 年 7 月 1 日内閣府食品安全委員会決定）に基づき、「企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」ことから非公開で開催されました。

なお、本会議に関連する情報として以下のとおり公開する予定です。

議事録は、企業の知的財産を侵害する恐れがある箇所などを削除したものを速やかに公開します。

審議に用いた各種試験結果概要及び評価結果をまとめた評価書（案）を作成することとし、評価書（案）は専門調査会での評価終了後に食品安全委員会へ報告して公開します。

原則として、企業が作成した資料概要については、企業の知的財産を侵害するおそれがある箇所などを除き、登録と同時に公開します。